

参照条文

◎失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（昭和四十七年政令第四十七号）

（労災保険暫定任意適用事業）

第十七条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第十二条第一項（注）の政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業（都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業、法人である事業主の事業及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第一項第一号に規定する業務災害の発生のおそれが多いものとして厚生労働大臣が定める事業を除く。）のうち、
 一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
 二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

労災保険暫定任意適用事業の範囲から、現行船員保険の対象となっている「船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和14年法律第73号）第3条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業」を除外。

（注）政令で定めるものは、当分の間、第二条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十三号）第二条）の規定による改正後の労働者災害補償保険法第三条第一項の適用事業としない。